厚生環境委員会会議録

Ⅰ　日　時　令和８年９月４日（金）

午後１時00分開会

午後２時32分休憩

午後２時41分開議

午後３時53分閉会

Ⅱ　場　所　第３委員会室

Ⅲ　出席委員

委員長	藤井　大輔
副委員長	横田　誠二
委員	針山　健史
〃	亀山　彰
〃	川島　国
〃	瘧師富士夫
〃	五十嵐　務
〃	菅沢　裕明

Ⅳ　出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長	杉田　聡
理事・生活環境文化部次長	柳田　貴広
生活環境文化部次長	九澤　和英
参事・県民生活課長・県民生活課課長（水雪土地対策担当）	熊本　誠
参事・環境政策課長	中山　純一
県民生活課課長（くらし安全担当）	古川久美子
文化振興室長・文化振興室文化政策課長	杉原　英樹

文化振興室芸術振興課長
岡田　昌子
スポーツ振興課長　片岡　英史
スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）
春木　久志
スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）
宮腰　享
環境政策課課長（廃棄物対策担当）
尾川　靖春
自然保護課長　朝山　弘康
環境保全課長　森　友子

厚生部

厚生部長　滑川　哲宏
こども家庭支援監　式庄　寿人
厚生部次長　杉田　尚美
厚生部次長　守田万寿夫
参事（地域医療・医療的ケア児支援体制担当）・
健康対策室長　小倉　憲一
参事・厚生企画課長　高田　敏暁
参事・くすり振興課長
竹内　大輔
厚生企画課課長（医療保険担当）
牧野　尚恵
高齢福祉課長　楠　晶絵
こども家庭室長・こども政策課長
濱川さおり
こども家庭室子育て支援課長
松原　俊之
こども家庭室こども未来課長
中村真由美

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）
稲垣　岳彦
障害福祉課長　池村　知明
医務課長　川辺　秀一
医務課課長（医療政策担当）
岩村　耕二
健康対策室健康課長　利田　智恵
健康対策室感染症・疾病対策課長
健名　真人
生活衛生課長　清水　治
薬事指導課長　笹島　厚美

Ⅴ　会議に付した事件

1　閉会中継続審査事件について
2　陳情の審査
3　その他

Ⅵ　議事の経過概要

1　閉会中継続審査事件について

（1）　説明事項

杉田生活環境文化部長
・９月定例会付議予定案件について
滑川厚生部長
・９月定例会付議予定案件について

（2）　質疑・応答

藤井委員長　９月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。――ないようでありますので、以上で９月定例会付議予定案件の説明を終わります。

（3）　報告事項

杉田生活環境文化部長

・令和８年８月27日からの大雨災害に係る対応について

朝山自然保護課長

・令和８年堅果類（ドングリ）の豊凶調査結果に基づく秋のツキノワグマの出没予測について

片岡スポーツ振興課長

・令和８年度サンドボックス予算の執行状況について

滑川厚生部長

・令和８年８月27日からの大雨災害に係る対応について

資料配付のみ

こども家庭室

・富山県こども支援委員会の設置について

障害福祉課

・医療的ケア児支援に関する協議会の開催について

健康課

・第73回精神保健福祉全国大会について

(4)　質疑・応答

針山委員

・大雨災害に伴う対応について

・県武道館について

川島委員

・今夏の大雨災害における災害対応及び緊急支援について

瘧師委員

・県民公園の安全対策等について

菅沢委員

・８月豪雨災害について

・国の令和７年度補正予算による「病床適正化事業」について

横田委員

・福祉人材確保に向けて

・県立中央病院の物価高騰への対応について

藤井委員長　報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

針山委員　まずは、令和８年８月の豪雨災害で被害に遭われた皆さんに本当に心からお見舞いを申し上げたいと思っております。また、先ほど生活環境文化部、厚生部からも災害対応に一生懸命に当たっておられるという報告もございました。復旧に携わっておられる全ての皆様に心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

まずは、大雨災害に伴う対応について質問をさせていただきたいと思います。

今ほど両部から、いろいろと情報やこれまでの対応などを聞かせていただいたわけでございますけれど、両部に対して質問いたします。医療機関や災害の廃棄物処理の関係団体など、様々な災害支援協定を締結しているとお聞きしておりますが、現在の災害支援協定の締結状況と今回の災害への支援要請の状況について、医療機関につきましては川辺医務課長、廃棄物処理に関しましては尾川環境政策課課長にお尋ねをいたします。

川辺医務課長　私からは、医療機関等についてお答えをいたします。

災害発生時には、発災直後に被災地で活動する災害派遣医療チームであるＤＭＡＴや、ＤＭＡＴが撤収した後に活動する日本医師会の災害医療チームであるＪＭＡＴ、また心のケアを担当するＤＰＡＴ、歯科口腔ケアを担うＪＤＡＴ、災害支援ナースなど、各種医療チームが各フェーズに応じた支援を行うことになっております。

県では、災害発生後の各フェーズに応じた必要な医療体制を迅速に確保するため、医療機関や医療関係団体等と災害支援に関する各種協定を締結するなど、平時から連携体制の整備に努めているところです。主なものといたしまして、県医師会、県歯科医師会、県看護協会との医療救護に関する協定、県内医療機関等とのＤＭＡＴや災害支援ナースの派遣に関する協定などが挙げられます。

今般の豪雨災害の発災直後は、特別警報の発表を受けまして、各ＤＭＡＴは自動待機状態となり、必要に応じて直ちに活動できる体制が確保されております。その後、被災自治体等と連携しながら、被災地域の医療機関の被害状況等について情報収集を行ってまいりましたが、現時点で実際に派遣等を要請する状況には至っておりません。

また、今後、避難所における健康管理やリハビリ支援などのニーズが生じることも想定されますので、その際は、被災自治体の意向も踏まえまして、必要に応じて支援を要請することとなります。

近年は、自然災害が激甚化、頻発化していることから、引き続き国や市町村、医療機関、医師会や関係団体との連携体制の構築に努めまして、災害発生時には被害状況等を迅速に把握し、必要に応じて協定先へ速やかに協力を要請できる体制を整備してまいりたいと考えております。

尾川環境政策課課長　私からは、廃棄物処理の関係についてお答えいたします。

廃棄物関係団体との災害支援協定については、現在、平成17年に富山県産業資源循環協会、富山県構造物解体協会、富山県環境保全協同組合と、そして平成27年に富山県浄化槽協会の計４団体と県がそれぞれ締結しているところであります。

具体的な支援内容については、産業資源循環協会は災害

廃棄物の撤去・収集運搬・処分、構造物解体協会は被災した建築物の解体・災害廃棄物の撤去、環境保全協同組合はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、浄化槽協会は浄化槽の緊急点検及び被害の実態調査等の支援をいただくこととなっておりまして、被災市町村からの支援要請を受けて県から各団体に協力を要請する仕組みとなっております。

能登半島地震の際は、協定に基づき４つの団体全てに要請が行われ、各団体において支援が行われたところです。このたびの大雨災害に際しては、現時点では被災市町村からの支援要請はないですが、要請を受けた場合には、速やかに協定団体に協力要請を行い、災害廃棄物の処理等を支援してまいりたいと考えております。

針山委員　協定を結んでおられる団体も、こういった状況を見て準備しておられるのではないかと思っております。市町村を通してとか、県から直接要請するとか、いろいろなパターンがあると思いますけれども、せっかくの協定でございます。受けられる支援はしっかりと受けられるように、県からも、調整していただきたいと思っておりますし、市町村にアドバイス、目くばせもしていただきたいと思っております。

８月28日から、富山県令和８年８月大雨災害義援金の窓口が設けられております。今後は、県が設置する配分委員会において配分額などが決定されるということでございます。その配分についてですけれども、今後どのようなスケジュールとなっていくのか。現時点で分かっていることがあれば、教えていただきたいと思っておりますし、受付期間がホームページは９月30日ということになっております。雨の予報があるなど、今後もどんなことがあるか分からないわけでございます。もちろん何かがあれば期間延長ということも考えていただいていると思っておりますけれども、

高田参事に所見をお伺いいたします。

高田厚生企画課長　今ほど御紹介いただきました今般の大雨に係ります災害義援金について、先ほど部長からも報告いたしましたが、富山県共同募金会、日本赤十字社富山県支部などと連携しまして、災害が発生しました翌日８月28日から速やかに受付を開始させていただいたところです。

義援金につきましては、県が設置します配分委員会におきまして、配分の対象、また配分額などを決定しまして、被災市町村を通じて被災された方々へお届けすることになります。

今後、市町村の被害認定の進捗状況、また義援金の受付状況を見ながら、適切な時期に配分委員会を開催しまして、できるだけ早く被災された方々へお届けできるように対応してまいりたいと考えております。

また、義援金の受付期間につきましては、取り急ぎ９月末までとして開始をさせていただいたところですけれども、被害が甚大でありまして、また復旧の長期化が見込まれるといったことから、受付期間は来年の１月29日まで延長することといたしたいと考えております。改めて周知に努めてまいりたいと考えております。

針山委員　延長していただけるということで、大変心強く思っておられる方もいらっしゃると思います。

義援金でございますが、被害の程度はあるかと思いますけれども、必要なときにお届けできるような、スケジュール感を持っていただきたいなと思っております。

災害に関しましては、昨日、富山県議会議員、自民党の議員会からも知事に要望もさせていただきました。今朝は、自民党の高岡市連からも、高岡市長に対しまして要望もさせていただいたところであります。私、氷見市も見させていただきましたけれども、本当に甚大な被害があると思っ

ております。被災者の方が一日も早く安心して暮らせる状況になることを心からお祈り申し上げたいと思います。

続きまして、県武道館についてお伺いしたいと思います。

築約50年ということで、老朽化の目立つ富山武道館、高岡武道館両施設が果たしてきた役割を、新しい県立武道館に担っていただこうということで、今、新しい武道館の建設が進められています。コロナがあったり地震があったりと、状況はいろいろと変わっているところもあるかとは思いますけれども、現在の富山武道館と高岡武道館の利用状況、また収支状況について、宮腰スポーツ振興課課長にお尋ねをいたします。

宮腰スポーツ振興課課長　まず、富山武道館の直近の利用者数につきましては、令和６年度は３万2,852人、令和７年度は３万3,452人と、おおむね横ばいの状況でございます。指定管理者は、公益財団法人富山市スポーツ協会でございまして、いわゆる指定管理者が利用料金を収入として受け取りできる利用料金制を取っております。

収支状況につきましては、令和６年度は、県からの指定管理料、それから修繕費を含む収入が2,267万7,000円、支出が2,148万9,000円でございます。令和７年度は、同じく収入が2,389万7,000円、支出が2,152万9,000円となっております。令和７年度の収入が増えておりますけれども、これは人件費など物価高騰に伴う県の指定管理料の増額によるものでございます。

次に、高岡武道館の利用者数につきましては、令和６年度は２万5,845人、令和７年度は２万2,056人となっておりまして、大きく人数が減少しております。これは隣接しております芳野中学校の部活動利用が減ったことですとか、猛暑によりまして開催を見送った大会があったことが理由と聞いております。指定管理者は公益財団法人高岡市スポ

ーツ協会で、こちらも利用料金制を取っております。

収支状況につきましては、令和６年度は、県からの指定管理料や修繕費を含む収入が529万5,000円、支出583万1,000円、令和７年度は、同じく収入513万9,000円、支出が596万5,000円となっており、ほぼ横ばいという形になっております。

高岡武道館につきましては、隣接しております高岡市営の前田庭球場、いわゆるテニスコートでございますけれども、同じ指定管理者である高岡市スポーツ協会が運営されておりまして、職員の方も、この高岡武道館とテニスコートで兼務をしておられます。人件費は高岡市の指定管理料に含まれておりまして、物価高騰に伴う県の指定管理料の増額は生じなかったものでございます。

県では、新たな富山県武道館の整備を着実に進めているところでございまして、完成までの間、県民の皆様に既存武道館を安心して御利用いただけるよう、施設運営に努めてまいりたいと考えております。

針山委員　高岡武道館の近隣の中学校の柔道部が利用されなくなったということで、やっぱり環境は変化しているんだなと感じております。

そこで、武道館の整備計画では、他県の武道場の実績などを参考にして、年間の収支計画を立てておられたと思っております。富山県は特に、長野県立武道館とか新潟県立武道館を参考にされたと資料に書いてございますけれども、今、高岡市で、伏木の古府にあります小学校に武道場を整備するといった協議もなされているわけでございます。

そういったことも踏まえて、先ほどの利用状況の変化も併せてですけれども、武道館の年間の収支予想を少し見直す必要があるのではないかと思います。宮腰課長にお尋ねいたします。

宮腰スポーツ振興課課長　今回の新しい県の武道館の指定管理者の募集における収支見込みでございますけれども、特に日々の稽古などで利用する武道場の個人占用利用の場合の料金収入につきましては、県総合運動公園内に新しい武道館を建設するという立地の影響や、武道館整備基本計画を改定した令和５年９月の高岡市議会の教育長の「県営高岡武道館が廃止された後は、新たに整備される県武道館をはじめ、市内にある体育館施設や民間所有の武道場の活用、学校開放による中学校の武道場の利用を検討してまいりたい」という答弁を踏まえまして、積算を行ってきたところでございます。

よって、古府小学校体育館を活用し、武道機能の施設改修を行う高岡市の武道場整備方針を踏まえて、その改修期間中に高岡武道館の継続利用を認める場合であっても、新しい県武道館の利用料金見込みへの影響は極めて限定的と考えております。

針山委員　いろいろと環境が変化している中ではありますけれども、新しい武道館には安定した運営を望みたいと思っております。また、今ほどお話がありました指定管理者制度についてでありますけれども、新しい武道館の運営体制について、令和６年５月から運営手法の調査が行われたと思っております。その調査資料の中で、指定管理者制度の採用や、令和７年にトライアル・サウンディングの実施、令和８年には管理運営者の公募、選定というスケジュールが記載されていたと思いますが、指定管理者の募集は現在どのような状況で行われているのか。スケジュール感と進捗状況について、宮腰課長にお尋ねをいたします。

宮腰スポーツ振興課課長　今ほど委員から御紹介ありましたとおり、令和６年度に実施いたしました県総合運動公園管理運営手法調査検討業務におきまして、県武道館の整備を

契機とした県総合運動公園の魅力向上に向けまして、民間事業者を主体とする県武道館を含む公園全体の最適な管理運営手法について、調査や比較検討を行ったところでございます。

その結果、指定管理者制度により、県総合運動公園と県武道館を一体的に運営した上で、民間事業者の参入促進、公園の魅力や県民サービスの向上を図る手法が最も効果的であるとされたところでございます。

さらに、令和７年度、サービス、イベント等のソフト事業の市場性、それから採算性等に関する社会実験――トライアル・サウンディングでございますが、こちらを実施したところでございます。こうしたことを踏まえまして、指定管理の公募要件に、民間事業者の参入の促進により、公園のさらなる魅力向上や県民サービス向上を図る提案を求めるという事項を盛り込みまして、先月８月７日に県総合運動公園の次期管理運営者の募集を開始したところでございます。

その後、先月８月19日に、指定管理者募集に係る説明会を実施したところ、関心を持つ４者の出席がございました。今後、10月下旬に選定委員会による審査、11月上旬には審査結果の公表、11月議会で指定管理者の指定に関する議案を提出させていただく予定としてございます。今後、指定管理者による県武道館と県総合運動公園の両施設の円滑な管理、またさらなるサービスの向上や新たな魅力創出につながるよう、選定手続等の適切な実施に努めてまいりたいと考えております。

針山委員　武道館が新しい指定管理者制度の下、魅力ある施設になることを本当に願っております。

あと、余談にはなるんですけれども、運営手法調査の中で、この新しい武道館と周辺施設を一体感があるエリアに

していきたいということが明記されていたと思っております。そのときには、多分話はなかったのだと思いますけれども、その周辺施設というのは、例えば公園であったりスポーツ施設が明記されていたと思いますが、今、富山空港が民営化されまして、空港の活性化に尽力されておられます。

空港とこの武道館とどう接点を持ってやっていくのかなと資料を見ていたら、武道館へのアクセスに空路があって、富山空港まで約2.3キロ、徒歩25分と書いてあるだけでした。今後、富山空港との連携も必要になってくるのではないかなと思っております。別に名前を富山高山すし武道館にする必要はないと思いますけれども、そういったところの連携について、宮腰課長で考えておられることがあれば、お聞かせください。

宮腰スポーツ振興課課長　令和７年度末、令和８年２月だったと思いますけれども、県総合運動公園の周辺エリア連携協議会を設置いたしました。メンバーには、富山空港や健康プラザ、あとは富山市の施設も入っておりまして、総合運動公園も入れて全体で９施設ほど入っております。

その総合運動公園周辺の県と市の施設が一体的に連携して、このエリアを盛り上げていこうという形で協議会がスタートいたしました。まずはスモールスタートといいますか、小さいところからお互いにどういうイベントをしているかとか情報共有したり、例えば、今もやっておりますけれども、総合運動公園でカターレ富山の試合があるときは駐車場の相互融通など、お互いに連携して一つ一つ協力していくというようなことで進めていきたいと思っております。

針山委員　予定外の質問だったかもしれませんけれども、お答えいただきましてありがとうございました。本当に武道

館を核として周辺施設、周辺エリアが活性化することを願っております。

川島委員　私からも、今夏の豪雨災害で被災されました皆様へお見舞い申し上げますとともに、災害復旧・災害対応に関わる皆様に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今ほど報告事項で、両部長より９月２日現在の被害状況をご報告いただきました。我々も、自民党政調会として先月31日に現場入りしまして、氷見市、そして高岡市の甚大な被害を受けた伏木地区の被害の状況を見てまいりました。能登半島地震の爪跡も残る中、被災者の皆さんも悲痛な面持ちでおられました。何とか一日も早い復旧を願うわけであります。かつては、天災は忘れた頃にやってくるという物理学者の寺田寅彦先生のお言葉もありましたけれども、今の令和の時代では、もう天災は忘れる間もなくやってくるということでありまして、規模も周期も想像を超える状況にあります。

こういった想定を超える自然災害にどうやって備えていくのかという観点で、大きく２点質問させていただきたいと思います。まず被害状況についてですが、我々が現場を見てきた中で、高岡市の床上浸水は本当に３件しかないのかなとか、工場、企業団地も水没して全面床上浸水したけれども、これは非住家の23件に入るのかなと感じました。また、氷見市においては、十二町潟の一帯で皆さんが家屋から家財を出しておられる様子を見ると、本当に床上浸水が182件なのかなと、率直に感じました。

昨日、我々も緊急要望を知事に提出させていただきました。今、９月定例会中でありますが、追加の補正予算を積み上げて、しっかり対応していこうということも要望させていただいております。この被害をどう積み上げて国に要望していくかというときに、やっぱり被害を矮小化せず、

しっかりと拾い上げて事に当たらなければならないと思うわけであります。

一方で、我が県の県民性は、非常に奥ゆかしくて我慢強い県民性でありまして、多少のことは自分でしなければいけないといったことで罹災申請をしていない方もたくさんおられるのかなと想像しております。自治会などを通じてこういった制度があるよと、被害があったらこれを出してねということを拾い上げていくことが非常に大事なのかなと思います。

激甚災害指定の要請もしているところでありますが、この被害状況を積み上げていただきまして、しっかり国にも対応していただけるように取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

こうした中、先ほど被害報告があったわけでありますけれども、それぞれ両部局所管に係る被災者、被災自治体に対して、今後どういった課題があって、どんな救済策、支援策、取組を早急に進めていこうとされておられるのか両部局長より答弁願います。

杉田生活環境文化部長　まず、災害廃棄物につきましては、氷見市では仮置場が８月31日に設置され、今後その処理が課題となってきます。８月28日の会議で、氷見市長から他の市町村での受入れの要請があったところでございます。これを受けまして、他の市町村や民間の廃棄物処理業者と調整を行うとともに、全壊した家屋の公費解体や環境省の災害廃棄物処理事業費補助金の活用などにつきまして、関係機関との協議や被災市町村への助言を行うなど、廃棄物処理の促進を引き続き支援してまいります。

次に、災害ボランティアにつきましては、県では県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に在籍しておられるボランティアコーディネーターの設置経費に対しまして、

平時から支援をしてきております。今回の災害時でも、こうしたコーディネーターが現場で活躍しておられるところでございます。

また、災害ボランティア活動への支援としましては、県のホームページにボランティアの募集情報ですとか、ボランティア活動を行う団体が活用できる県の補助制度などの情報を掲載して、周知を図っているところでございます。

現時点では、ボランティアは充足しているということで両市からは伺ってはおりますけれども、今後、不足する状況となった場合には、県によるボランティアバスの運行についても検討したいと考えておりまして、ボランティア活動の促進に寄与してまいりたいと考えております。

引き続き関係機関と連携していきたいと思っております。氷見市、高岡市はもちろんのこと、災害廃棄物関係につきましては、環境省や廃棄物処理関係の団体もございます。そういった団体との連携、またボランティア関係では、県社会福祉協議会や両市の社会福祉協議会と連携を取りながら、必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

滑川厚生部長　私どものほうでは、まず今回多くの方が避難されたということもございまして、発災直後から、高岡厚生センター氷見支所が氷見市とも連携いたしまして、保健師によります健康指導、健康確認、避難所の巡回や孤立世帯の訪問、巡回を行っております。これは今日も継続して実施しているということでございます。

また、児童の避難もあったということで、慣れない環境で不安定になるということも配慮しまして、高岡児童相談所からも、児童の避難がある場合には、その避難所に訪問したということでございます。

また、今回の災害の特性としまして、浸水がございます。この浸水した家屋では、細菌ですとかカビが繁殖しやすい

ということ、また清掃作業中の負傷など、こういったことから、感染症が発生するおそれがあるということでございます。

この点については十分御注意をいただきたいということで、例えば十分な清掃と乾燥を行われますよう、また清掃作業中においては、けがに注意されて、手袋やマスクを着用されるよう、ホームページやＳＮＳなどを通じて注意喚起を行っております。

また、消毒に当たっても、有効な消毒剤の御紹介、また消毒方法を御紹介いたしますとともに、発災後に氷見市から消毒薬の確保について御依頼がありましたので、関係団体の協力も得まして、その確保について支援をしたところでございます。

また、先ほどもお話ししました被害を受けた医療機関、介護・障害福祉サービス事業所、また児童福祉施設などにつきましては、引き続き被害状況あるいはサービス提供の影響、そういったものを把握いたしまして、災害復旧補助制度の活用など助言を行ってまいると、必要な補助につきましては国に対しても要望を行っていくということでございます。

災害義援金につきましても、御指摘ありましたように、受付期間を延長するということで、本日その延長について公表したいと思っております。あわせて、日本赤十字社富山県支部で口座を新たに開設していただきましたので、それの御案内等を含めて本日発表いたしまして、より多くの皆様のお気持ちを被災した皆様にお届けしたいと考えております。

さらに、先日、被災者支援パッケージをお示しいたしましたけれども、その中に知事見舞金あるいは生活福祉資金の貸付けなどといった支援がございます。こういった支援

についても着実に実施していきたいと考えております。

今後とも、市町村等の関係機関とも連携しながら、特に被災者の健康状況の把握、感染症の予防、こういったところに必要な支援を行いまして、生活再建あるいは事業所の早期復旧に向けて支援に取り組んでまいりたいと考えております。

川島委員　きめ細かく被害に対応していくということが、本当に大事だと思います。特に生活環境文化部におかれては、我々の要望でも非常に多かったのが、災害廃棄物への対応です。そして、土砂災害もありますので、土砂の混ざった災害廃棄物についても対応が必要です。これは、能登半島地震のときも、広域処理場が大変混乱しました。例えば、家屋・住居の災害廃棄物は、そこへ分別して持っていけるわけですが、中小・小規模事業者や小売店など、店舗・事業所は持ち込み不可であったりします。同じ被災者であっても、なかなか同じような災害対応を受けられないという状況もあります。緊急災害時でありますので、例えば、そういった分別にボランティアをしっかり多く投入する。石川県では、多分、処理場で分別して、とにかく持ってきてくれというような運用をされているのかなと思いますが、被災者側に立った災害廃棄物の処理とは何かという観点から、ぜひそういうような対応も御検討いただきたいなと思います。

実は、あまり報告はありませんが、これはどこの所管になるのか分かりませんけれども、川から流れてきたのか、海に５隻ぐらいの船舶、船が漂流ごみとして浮いていて、定置網でとどめているという状況だと聞いております。漁業にも関係しますが、これを港湾行政で対応するのか、災害廃棄物として扱うのか。こういった想定を超えるような事態が現に起きているということを、ぜひ災害対策本部で

も共有していただきたいと思います。定置網には堆積しているごみもあり、定置網を揚げられないという話も聞きます。これをどこの所管で対応するのか。海上保安庁では対応が難しいということですので、ぜひそこは県の力を合わせて、どうしたら漁業を再開できるのか、ごみを分別できるのかというところも、しっかり幅広く捉えていただければと思います。

そして、厚生部におかれては、被害報告には上がっていないことですが、実は現場を見た際、床上浸水は当然のこと、床下浸水の家屋でも、内水氾濫で下水が逆流し、トイレが使えないという世帯が山のようにあったと思います。一見、そうした被害の報告はありませんが、トイレが使えないために家にとどまれないという方が多数おられます。内水氾濫によって家屋に住むことができない状態が生じているという被害を、しっかり捉えていただき、国にも報告し、共有していただきたいと思います。

２点目に入ります。

厚生部の報告にもありました就学前児童の保育園も被害があったわけであります。これに関して、例えば感染症、コロナ禍の際は、小学校は急遽休校といった対応をするわけですが、保育所、保育園はなかなかそう休園もできないという状況があったかと思います。

今回の大雨災害は夜間に発生したため、そうした被害はあまりなかったと思います。しかし、もし日中に豪雨災害が起き、例えば保育所が孤立した場合、どのように親御さんへ子供を引き渡すのか。こうした対応が想定されているのか、疑問に思ったところであります。

特に、エッセンシャルワーカーである保育士さんについてです。大きな災害が起きた際、一時的に保育園で子供の命を預かることになるのか。園として、どこまで責任を持

って安全を確保すればよいのか。あるいは、事前に親御さんへ子供を引き渡すための訓練を県内の保育所でしっかり実施しているのか。こうした点を、やはり明確にしていく必要があるのではないかと思います。

災害時の危機管理マニュアルに関してですが、聞くところによると、県内には年間の防災訓練の中で、保護者への引渡し訓練を義務化している園や学校もあると聞いております。所管である厚生部として、今後、どのような方針で指導監督をされていくのか。これだけ災害が頻発する中で、非常に問われてくることだと思います。

県内保育所等の災害時の引渡し訓練など、現状はどのようになっているのか。そして、災害時に保育所がどのような方針で、責任の所在も含めて対応していくのかについて、松原課長に答弁をお願いいたします。

松原子育て支援課長　今回の大雨災害では、避難指示等が発令された市町村や各保育所等において、気象情報や災害情報を踏まえ、被害が発生しました27日には、氷見市で11園、高岡市では14園が休園措置を取るなど、園児や送迎する保護者の安全を最優先した対応が取られたところでございます。

各保育所等では、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や、保育所保育指針などに基づきまして、火災、地震、風水害などの非常災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成しているところでございます。

このマニュアルは、立地条件や施設の規模、また地域の特徴なども踏まえて作成することとされておりまして、今回の大雨災害におきましても、各保育所等は策定したマニュアルに基づきまして、児童や保護者、職員の生命と安全

を守ることを最優先とする方針の下、迅速かつ適切な判断、行動ができる体制の確保に努められていると考えております。

また、さきにお示ししました国の基準では、定期的な避難訓練の実施が義務づけられておりまして、委員からも御質問がございましたが、災害時の引渡し訓練につきましても、多くの保育所等におきまして、保護者とも連携の上で実施をされているというところでございます。

県としましても、近年、自然災害が増えていることから、毎年の行政指導監査におきまして、マニュアルの見直しがなされているかなど確認しているところでございまして、引渡し訓練の実施を含めまして、引き続き保育所等の安全確保の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

川島委員　迅速に安全に対応しなければならないんですが、それをどうすればいいのか分からないという状況もあろうかと思います。現状としたら、県内ではマニュアルで訓練をされている園もありますが、されていない園も、どれだけあるのか分かりませんが、あるということであります。

近年これだけ災害が頻発する中で、民間企業では、業種にもよりますが、詳細な天気予報を踏まえて、早い段階から昼には従業員を帰宅させると判断するところもあります。また、不特定多数のお客さんにも、ホームページやインターネットを通じて事前に知らせ、とにかく安全を確保するといった対応が、実際に当たり前になってきているのだと思います。

子供の命と、エッセンシャルワーカーである保育士を守るという意味でも、保育士が不安を抱えながら、どこまで責任を負うのかという課題があります。民間企業の対応が変わってきている中、このままでは保育士を目指す人もな

かなか増えないのではないかと感じます。子供の命をどう守るのか、保育所として、また保護者とどのように情報を共有し、安全を確保するのかについて、一体的に踏み込んで検討していただきたいと思います。

瘧師委員　私からも、今夏の豪雨災害によりまして被災されました全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、応急の対応、そしてまた復旧支援に当たられている全ての皆さん方に心から敬意を表し、ねぎらいを申し上げたいと思っております。

そこで、私からは、県民公園の安全対策等について何点か質問させていただきます。

県民公園は、県民の休息や憩いの場、子供の健やかな遊び場、また自然環境の保全、さらには災害時の緊急避難場所など、県民の生活環境において重要かつ多角的な役割を担っており、屋外ですので完璧とは言わないまでも、より安全性が優先されるのではないのかと考えております。

そこで、公園内の各箇所の安全点検の実施、また高齢者から子育て世代までの多世代が快適かつ安心して休息できるユニバーサルデザインへの配慮であるとか、バリアフリーを意識した整備も求められるのではないかと考えますけれども、生活環境文化部が所管する頼成の森、自然博物園、野鳥の園、新港の森の４つの県民公園の安全性の確保について、どのように配慮されておられるのか、中山環境政策課長に伺います。

中山環境政策課長　新港の森についてお答えいたします。

新港の森につきましては、緩衝緑地として昭和58年にオープンし、約25ヘクタールの広さを持つ敷地内には、スポーツ施設のほか、薬草園、遊歩道などが整備されており、県民の憩いの場として幅広い年齢層の方に御利用いただいております。

公園の安全性の確保につきましては、指定管理者におきまして日常的な巡回や保守点検を行っているほか、専門業者による定期点検も随時実施し、施設や設備の異常の早期発見に努めております。

また、開園から40年以上が経過し、野球場やスポーツ広場をはじめ、施設の老朽化が進んでおりますことから、順次設備の修繕や更新を行っており、近年では駐車場の舗装の補修、腐食していた野球場のファウルポールの更新などを実施しているほか、快適かつ安心して利用していただけるよう、バリアフリー対応としてトイレの洋式化やおむつ交換台の設置を行っております。

昨年３月には、設備の経年劣化の状況などの健全度調査を行った上で、今後10年間の設備の修繕や更新などの方針を定める公園施設の長寿命化計画を改定したところであり、今後はこの計画に基づき、管理費や修繕費の縮減と平準化にも配慮しつつ、優先度の高いものから順次対策に着手していくこととしております。

今後とも、指定管理者と共に、施設の安全性に十分留意しつつ、長寿命化計画も踏まえながら、施設の機能維持と安全対策に努めてまいります。

瘧師委員　今ほど新港の森についてお答えをいただきましたが、それでは、残る頼成の森、自然博物園、野鳥の園につきまして、朝山自然保護課長に伺いたいと思います。

朝山自然保護課長　自然保護課で所管しております頼成の森、自然博物館園――いわゆるねいの里と、野鳥の園の県民公園につきましては、委員から御紹介ありましたとおり、県民の方々に休息や憩いの場、あとは森林を生かした休養という場として、県民の皆様に御利用いただいているところでございます。

これらの公園における設備、遊具等の工作物については、

各施設の指定管理者等が少なくとも月１回安全点検を実施し、必要に応じて修繕等を行っております。また、頼成の森は昭和50年、ねいの里は昭和56年、野鳥の園は昭和60年に開園しておりまして、木製の工作物も多いことから、老朽化の状況を確認し、安全性の確保が困難となった遊具等につきましては、撤去または更新をしておりまして、これまで各公園において重大な事故は発生しておりません。

さらに、年齢や障害の有無にかかわらず御利用いただけますよう、頼成の森及びねいの里にはスロープや多目的トイレを設置しておりまして、頼成の森で令和４年度に行った屋外トイレの改修においては、トイレを洋式化したところでございます。

今後とも、施設や設備の改修に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮するとともに、老朽化対策を適切に行い、利用者の安全性の確保に努めてまいりたいと思っております。

瘧師委員　公園内のトイレがきれいかどうかというのは、その公園全体のイメージに相当大きく影響すると思います。そういう意味で、頼成の森のトイレ整備は、非常にありがたく思っておりますし、感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、その頼成の森に特定して質問させていただきます。砺波市の中山間地域に位置します県民公園頼成の森は、115ヘクタールの広大な森林公園でありまして、遊歩道の総延長が16キロメートルにも及んでいます。

中には森林科学館やバーベキュー広場、また展望台などが設置されており、森林浴に大変適しております。また70万株の花しょうぶが咲き誇る花しょうぶ祭りにおいては、家族連れで大変なにぎわいを見せておりますけれども、通信機能が極めて脆弱なところがあると聞いております。場

所によって電波の状況が大きく異なっていて、通話がつながらない、インターネット接続が遅いということです。エリアの奥に進んでいきますと、携帯電話の通信が途絶えてしまうというのが実態でございます。

昨今の中山間地域における熊の出没情報を迅速かつ円滑に提供するためにも、早期に通信環境の改善に向けた整備が必要だと考えますが、どのように取り組まれるのか、朝山自然保護課長に伺います。

朝山自然保護課長　頼成の森は、今ほど委員御紹介ありましたとおり、水生植物園や花しょうぶ園、バーベキュー施設や森林の知識を学べる森林科学館などが設けられている一方で、約115ヘクタールの広大な森林内に位置する公園であり、携帯電話の通信環境は十分でない状況にございます。

具体的に申し上げますと、森林科学館やバーベキュー施設のある国道359号線に近い北側のエリアは、携帯電話の電波は届いているものの、水生植物園の南やショウブ池など園内の南側のエリアでは、携帯電話会社によっては電波が届きにくい、届かないという状況もあるということでございます。

頼成の森は中山間地域に位置しておりまして、また熊の行動域にもありますことから、公園の周辺では熊の出没が令和４年度から現在に至るまで、９件確認されております。熊の出没時に利用者に迅速かつ円滑に情報を伝達し、安全を確保するためには、園内の通信環境の改善を図っていきたいと考えております。

一方で、今ほど御紹介あったとおり、非常に広大な面積を有する施設でございますので、携帯電話の改善に向けましての経費面や技術面などの課題がある中ではございますけれども、県や地元砺波市、携帯電話会社等の間で、通信状況や整備手法について既に情報共有や情報交換を行って

いるところでございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

瘧師委員　花しょうぶ祭りで飲食店を出店されている方からは、キャッシュレス決済が利用できないという声もあります。しかし、それ以上に懸念されるのは、緊急時に119番通報ができないことです。花しょうぶ祭りや森林浴に訪れる方には高齢者も多く、転倒によるけがや熱中症のほか、山林火災なども想定されます。

したがって、熊出没の話もあるけれども、携帯電話がつながらないということは、そのまま人命に関わる問題になるのではないかということです。まずは防災、安全安心のためのインフラ整備として、しっかり訴えてくださいという声を聞いているものですから、申し上げた次第でございます。どうかよろしくお願いしたいと思います。

それで、県民のウェルビーング向上を図る、幸福度を上げるという意味でも、今後も県民公園の持続可能で魅力ある公園施策による利用促進が求められると思っております。そこで、各４つの県民公園の知名度向上やさらなる利活用促進を目的とした情報発信、イベントの企画、官民連携など今後の活用方針についてどのように考えておられるのか、まずは中山環境政策課長に伺いたいと思います。

中山環境政策課長　新港の森の利用状況につきましては、過去５か年では、年間利用者数は約13万人前後で推移しており、年度によって変動はございますけれども、安定的に利用されているものと認識しております。

これまで、県と指定管理者におきましては、ウォーキングコースの整備など日常的な健康づくりの場の提供、四季の観察会の開催など自然教育の機会の提供、親子で楽しむキーワードラリーやカターレ富山の協力による幼児サッカー教室の開催など、子育て世代の支援等、幅広い世代の利

用促進に向けて様々な創意工夫を凝らしてきております。

また、本年度から指定管理者がこれまでの富山県民福祉公園から地元企業等で構成される共同企業体に変わっておりますが、新たな指定管理者の発案によりまして、地域の障害者支援施設の利用者と職員が公園の花壇に色とりどりの花の苗を植え、心和む空間をつくるなど、新たな取組も行っております。

また、６月には、緑あふれる園内でブライダルフォトの撮影がございまして、その様子を当事者の御了解を得てホームページに掲載するなど、多様な利活用が可能な公園の魅力を発信しております。

新港の森につきましては、公害防止のための緩衝緑地の機能を維持するため、管理運営には一定の制約がございますけれども、今後とも来園者のニーズを踏まえながら、指定管理者と共に一層の知名度向上と利用促進が図られるよう、公園の魅力発信や施設の適切な維持管理に努めてまいります。

瘧師委員　やはり新港の森は、立地の条件からして非常に魅力の発信がしやすいところもあると思いますので、今後とも、今ほど言われたことをより一層進めていただきたいと思っております。

それでは続きまして、朝山自然保護課長に伺います。

朝山自然保護課長　自然保護課が所管します頼成の森、ねいの里につきましては、本県の豊かな自然や生物多様性を学び、体験できる場として、長年県民の皆様に親しまれているところでございますが、毎年の利用者数が、頼成の森が約13万人、ねいの里が約１万5,000人となっております。

また、頼成の森、ねいの里ともに指定管理者制度を導入し、その創意工夫の下、運営しているところでございます。例えば、頼成の森では、毎年６月の花しょうぶ祭りの開催

期間中、エリアごとの開花状況を逐次ホームページで紹介、発信するとともに、園内を巡りながら花しょうぶを楽しめるクイズやスタンプラリー、中学生による花がら摘み体験、フォトコンテストの開催など、公園の魅力を体験できるよう工夫しているところでございます。

ねいの里におきましても、イベントや季節ごとの見どころなどをホームページやＳＮＳで紹介、発信するとともに、好評を得ております蛍の観察会やトンボの標本づくりなどのイベント開催によるリピーターの確保、さらには、まるごとＴＯＹＡＭＡの自然体験ツアーとしました新規イベントなどを毎年何らかの形で工夫、企画をすることによりまして、新たな利用者層の掘り起こしを図るなど、その魅力向上に取り組んでいるところでございます。

県では、今後とも指定管理者や地域団体、関係機関とも連携し、各公園の特色を生かした情報発信やイベントの充実を図るとともに、幅広い世代に利用いただけるよう、新たな魅力の創出と利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

瘧師委員　やはり自然環境の良さというのを前面に出していただきたいと思います。人が幸福を感じるのは、例えば森林、街路樹の緑が心に安らぎを与えるように、生態学的な環境が大きな役割を果たしているんじゃないかなと考えております。どうかこれからも知名度の向上、魅力発信に努めていただきたいと思っております。

藤井委員長　ここで暫時休憩といたします。

休憩時間は10分間といたします。

〔休　　憩〕

藤井委員長　休憩前に続き会議を開きます。

質疑・質問はありませんか。

菅沢委員　まず、８月豪雨災害の質問から入りたいと思いま

す。

私自身も氷見市の町部におりますけれども、氷見市には７本の２級河川があります。全てが洪水警戒水位最上位のレベル５を超えて、中流域、上流域でも大氾濫を起こしました。震災から、既に２年半が経過しております。今回の豪雨は震災直後に発生したものではありませんが、時間を置いて発生した複合災害ともいえるのではないかと思います。今回の災害では、全壊した住宅が７戸、８戸と聞いております。そのうちのお一人は、震災で自宅が全壊し、公費解体を行った後、山際の集落にある空き家を購入、改修して住んでおられました。しかし、その住宅が今度は土砂災害で全壊したんですね。これは、特別な事例というわけではありません。氷見市では、震災による全壊、半壊が700戸近く、一部損壊も6,000戸を超えています。今回の豪雨については、県の記録では床上浸水が182戸となっていますが、まだ集計中で、二百二、三十に達する可能性もあり、床下浸水も357戸となっていますが、さらに増えるでしょう。

厄介なのは、床上・床下浸水した住宅に土砂が流入していることです。崖の下にある住宅だけではなく、河川の氾濫によっても土砂が流入しているんです。

被災者は、本日の住家の報告にある方々だけではなく、さまざまな形で影響を受けています。孤立集落があるほか、道路の決壊によって孤立したり、交通が非常に不便になったりしている地域もあります。こうした地域の住民や世帯も含めると、氷見市内の被害の実態は、現在集約中とはいえ、相当広範囲に及んでいて、市民の暮らしやなりわいに大きな影響を与えていると思います。

私自身も、その被害の渦中におります。二、三日前の市議会の全員協議会では、市長が涙ながらに訴えたと新聞で

報道されていました。市長のお気持ちも分からないではありません。いろんなところで今震災の復旧と戦っているという現状があろうかと思います。

前置きはこのぐらいにして、31日に知事が視察に来られました。その視察を通じて、私自身、考えさせられたことがあります。知事は挨拶の中で、「震災のときの避難所と比べると、今回は随分改善されていますね」とおっしゃいました。「少しは快適な」という言葉も使われたかどうかはっきりとは覚えておりませんが、私はそれを隣で聞いておって知事は分かってないというか、分かるはずはないんですよ。現場を見ての感想ですから。

実は、31日の前日、30日に、市はふれあいの森という大きな体育館の柔道場にある畳の間に、避難所を急きょ設けました。市職員を動員して、突貫工事で立ち上げたものです。そこには40人ほどが避難していました。知事がその避難所をご覧になって、「震災のときよりもよくなっていますね」とおっしゃったのは、率直な感想として受け止めています。ただ、その前夜、市の職員は豪雨への対応で大変な中、突貫工事で避難所を立ち上げていたわけです。

発災から四、五日は、学校に7か所、公民館等に四、五か所避難所はありましたけれども、本当に雑魚寝ですよ、雑魚寝。乾パンとかそういうのを食べながら、間仕切りのないようなところで、幾つかのところは段ボールベッドなんかありましたけれども、間仕切りなんかどこにもなかった。

そういう中で、高齢者や障害者も含めて避難生活をされていました。私は避難所の状況は変わっていないな、改善できていないなと、残念だし考えさせられました。知事が見に来たときは、避難所は3か所ほどに集約をされていましたが、その前日まではふれあいの森の廊下は、野戦場の

ようでした。土間にマットを敷いてそこで雑魚寝していました。

県のある幹部が僕に言った言葉は忘れられません。「知事がもう少し早く視察に行けたらよかったですか、菅沢さん」と言うから、私はその方に「昨日まではあっちこっちひどかったんですよ」ということを伝えたら、「知事がもう少し早く来たらよかったね」というのはどういうことですか。避難所の開設がもっと早くあっちこっちで進んだのではないでしょうかということを率直に認められたわけです。

そういう意味で、言いたいことはたくさんあるんですが、質問に入らなければなりません。

まず、皆さんは今回の豪雨災害の支援パッケージを示しておられます。今日は厚生部と生活環境文化部の関係もありますから、パッケージで示された支援策をしっかりと実行していただきたいと私は思います。

そこで、もう一つ話をさせていただくと、本当に氷見市のこの災害対応が後手に回っている。例えば災害ごみ。ようやく31日、発災から５日目にやっとふれあいの森の空き地で災害ごみの受入れが始まったんです。羽咋市と比較しました。羽咋市は29日から、２日前からやっています。羽咋市の場合は、朝８時半から12時までの３時間半、午後は１時から４時までの３時間で受入れが始まっています。

しかし、氷見市は２日遅れて31日から、午前中は９時から11時の２時間、午後も１時から３時の２時間なんですね。何で羽咋市よりも２日間遅れて、災害ごみの受入れも氷見市はこんなに短いのか。羽咋市の人口はもう２万人を切っているんですね。氷見市はまだ４万人ちょっと切っている程度なんです。そして、その災害ごみの集積場、氷見市はふれあいの森のあの山ですから、渋滞です。大変な渋滞で、

１時間、２時間待っても到達できない。みんなもう本当に疲れ切っています。

罹災証明の受付についても、氷見市は31日からやっと始まったんですよ。昨日の時点では発行はゼロでした。ようやく昨日あたりから申請を受けて、現場へ調査に入るという段階です。

羽咋市は29日からやっていますね。災害支援の出発点は罹災証明の発行からです。どうしてこんなに遅れているのか。

質問の２つ目は、災害救助法や激甚災害法などの災害関連法制度の適用はもとより、被災者の生活・なりわい支援について、各種の制度、支援策の活用をしっかり図ること。これらの網から漏れてしまう事例を補うため、上乗せ、横出しなどの独自の対策を設けられたいということです。

地震のとき、被災者生活再建支援制度の適用の中で、半壊は対象外でしたが、県もしっかり対応していただいて、半壊の場合でも50万円の生活支援が制度化されました。これは、ある意味では横出しですよね。国の制度ではそうなっていないけれども、県や市町村は横出しをして支援を強化すると。こういうことを今度の豪雨災害でもしっかり、やっていただきたいなと思っています。

そこで、今例えば被災者生活再建支援制度の適用ということを申し上げました。これはまだ国も県も市町村も決まっていませんよね。これから被災の状況、災害の規模・程度を見て、決めていくことになるわけであります。そこで、現在全壊が大体８件か９件です。基準がいろいろありますが、基準からすると、自治体の規模、氷見市は４万人台ですから、家屋が喪失した所帯の数が60件必要なんです。これが基準になって被災者生活再建支援法の適用がされるんです。

全壊が９件ですから、あと50件ほど必要です。聞くところによると、半壊２世帯をもって住家が滅失した１世帯とみなされるというのが基準のようです。したがって、罹災証明の発行がこれから進んでいけば、先ほど私は氷見市の床上浸水が200戸になると申し上げましたが、地域を回って人たちの話を聞いて調べていると、今200件ほどあるうち、大体半分の100件以上が半壊に該当するんじゃないかと。そうすると、この被災者生活再建支援制度が適用されるという見通しのようです。

同じように、医療や介護の窓口負担、いわゆる一部負担金の免除についても、災害の被害状況に応じた基準に基づき、適用されることになるのではないかと思います。そこで、こうした大事な災害救助法や激甚災害法などの災害関連法制度の適用云々は、今日はここでは担当部局じゃありませんから質問しませんが、今申し上げましたような被災者の生活再建の要となるこういった制度や支援について、どのように考え、今の災害状況からどのような見通しをお持ちなのか、このことについて担当課長にお尋ねをしておきたいと思います。

高田厚生企画課長　まず、今お話をいただきました被災者生活再建支援制度でございます。適用の基準につきましては、今委員がおっしゃったとおりでございまして、これから氷見市におかれて、今日から本格的に始まるとお伺いをしております被害認定調査によりまして、被害の数が確定していき、被災者生活再建支援制度の適用の基準になるかどうかというところを、氷見市とも状況を確認しながら、認定調査の状況を把握してまいりたいと考えております。

先ほど委員から、全壊が氷見市では９件ということでおっしゃっていただいたかと思いますが、昨日時点で氷見市が公表されている被害状況をこちらで確認させていただき

ましたら、全壊が４棟、半壊が５棟、床上浸水が182棟ということで、昨日の正午時点での氷見市の公表数字を把握しております。それぞれ半壊と床上浸水が、半壊であれば２世帯分、床上浸水であれば３世帯分を住家滅失１世帯とみなしてという基準は、先ほど委員おっしゃられたとおりでございます。

被災者生活再建支援制度につきましては、先ほど申し上げました氷見市の被害認定調査の進捗情報を逐次把握していきまして、その状況の結果、法の適用基準を満たす被害が確定した段階で、この被災者生活再建支援法の適用の手続を速やかに進めていきたいと考えております。

菅沢委員　被害状況は、氷見市が対策本部で毎日細かく発表していますが、ある地域はゼロになっているんです。床上浸水も、ほかの被害もゼロです。私が現地に入ってつかんでいることから見ると、不十分ではないかと思います。

さて、先ほど私が申し上げた国の基準でいうと床上浸水で半壊が２世帯で、滅失した１世帯とみなされます。床下浸水は３世帯で滅失した１世帯。これはどういうふうに出す基準なのか。

高田厚生企画課長　半壊世帯は、半壊２世帯で住家滅失１世帯とみなします。床上浸水は、床上浸水が３世帯で住家滅失１世帯を満たすということでございます。

菅沢委員　つまり、床上浸水でも基準は10センチ以上でしょう。床上浸水が10センチから１メートルまででも、土砂が入った場合はまた違うんですよ。今は土砂が入っていない基準で言っているので、半壊扱いでしょう。

高田厚生企画課長　被災者生活再建支援法の適用基準における床上浸水とは、最終的に半壊、準半壊の基準を適用する床上浸水とは異なります。委員がおっしゃった10センチ未満であれば準半壊、10センチ以上であれば半壊という基準

は、こちらには適用されません。

菅沢委員　床上浸水でも、床上10センチから１メートルまでが半壊扱いでしょう。基準にちゃんと書いてあるじゃない。そして、土砂が入っている場合は、また基準が違いますよ。

高田厚生企画課長　その基準につきましては、床上浸水と認定された上で、半壊、準半壊を判断するための基準です。床上から何センチ浸水したかによって判断します。

菅沢委員　そうです。だから床上浸水が200件近くと言っているんだよね。そのうち、10センチ以上１メートル未満はどれくらいか。私の想像では、200件近くのうち半壊とみなされるのは半分近くの100件程になるんじゃないのと言っているんです。そうしたら、半壊２世帯を滅失した１世帯とみなすのだから、50件程じゃない。それに、床下浸水も半壊３世帯が滅失した１世帯になるの。

高田厚生企画課長　あくまでこの住宅生活再建支援法の適用を判断する基準は、床上浸水でございます。床下浸水につきましては、この支援法の適用の基準にはカウントしません。ただ、床上浸水であれば、床上浸水の判定３世帯をもって、この支援法上の住家滅失１世帯に相当します。

菅沢委員　何でそこに３世帯と出てくるのか。

高田厚生企画課長　半壊が２世帯で住家滅失１世帯。床上浸水は３世帯で住家滅失１世帯相当ということでございます。

菅沢委員　床上浸水が200件近くとして、生活再建支援法上の基準に合致するのは大体どのくらいと予想されていますか。あなたは今、調査に入ったと言われましたが、私はかなりの件数が合致するのではないかと、制度適用の見通しを持っています。どうですか。

高田厚生企画課長　私のほうでその辺りを予測で申し上げることはできません。今日から本格的に始まる氷見市の被害認定調査の数字、結果を確認させていただくことになると

思っております。

菅沢委員　そういう物の言い方が、いかにも役所らしいね。被災者の悲惨な現状、悩みや苦しみから考えると、床上浸水が200件近く出ている。その実態を見てきた私の感覚では、訪問したかなりのお宅で「床上の浸水域はどこですか」と聞くと、大体、印が付いているんですよ。

そんな実感からして、私は生活再建支援制度が適用される方向性は強いと思っています。そういう意味では、被災者の皆さんもその方向性の中で生活支援を受けることになります。支援の内容は不十分ですが、そこで、先ほど申し上げた支援の上乗せのことを言っているわけです。そういうことも含めてお尋ねしなければなりません。

具体的にはなかなか答えにくいかもしれませんが、制度があり、条件が合致すれば、前向きに検討していきたいというぐらいの県の答弁があってもいいんじゃないの。「罹災証明に向けた調査が始まったばかりなので、その結果を見て」という答弁なら、そんなものは誰でもできますよ。

藤井委員長　菅沢委員、これは質問ですか。

菅沢委員　これは質問です。いいかげんな答弁だったら審議中断するよ。

高田厚生企画課長　被災者生活再建支援法の適用につきましては、法令に基づいた基準がございますので、やはり氷見市の被害認定調査の結果を待たないといけないと認識しております。ただ、その状況につきましては、随時把握をして、その基準を満たすという段階になれば、速やかに適用ができるように準備は進めていくということで、先ほどの繰り返しになりますが、そういった準備はしていきながら、状況を見ていきたいと考えております。

菅沢委員　優等生の答弁でもないけれども、そんなお役人の何か口先だけの話を聞きにここへ来て質問しているんじゃ

ないんだよ。もっと詳しく実態を報告してもいいんだけどね。部長も同じ答弁かもしれないけれども、もう少し被災者の立場に立って、こういう制度がしっかり生かされ、生活支援につながることが期待される状況の中で、県としてもう少し何か言えることがあるんじゃないですか。市の調査結果を見ながらなんて、そんな答弁は聞かなくても分かっていますよ。こういう制度自体をどう受け止めているのか。

そして、場合によってはそういう横出し、上乗せも必要です。例えば能登半島地震のときの半壊の50万円の支援のようなものです。私はこれからその中身を具体的に提案し、検討することになるんですけれども、部長の答弁を求めます。

滑川厚生部長　先ほどお話あった法の適用については、重なりますので繰り返しは避けたいと思います。

これは委員もよくお分かりのことだと思うのですが、災害に際して私どもが行うべきことは、フェーズごとにその災害の状況はどんどん変化していきますので、そのフェーズごとに必要な対応に注力していくというのが、まず一番求められることだろうと考えております。

私どもも、先ほどるる御説明しましたように、まず初期段階では命を守る。医療の確保に取り組む。その後は、避難先での保健衛生環境の確保、次いでは応急の復旧、そういったことに取り組んできたわけでございます。

ここから先は、復旧段階ということで生活再建、いろんな社会資本の整備ですとか復旧、幸せな日常を取り戻す段階に移行していくということでございまして、段階に応じてその人的資源と財政資源を充てていく。これが必要なことだろうと考えております。

災害につきましても、今回は特に水害ということでござ

いますので、前回の地震と同じようなところもあれば、違うところもございます。いろいろ配慮しなければならないところもるるございます。先ほどお話ししたように、特に衛生環境の確保というのは非常に重要なことだろうと思っています。そういったところを現地のお話も伺いながら、市町村とも連携して、まずは現状の詳細な把握に努めていく。そういったことを進めます一方で、個別の支援に関しましても、いち早く災害救助法の適用がされましたし、また、非常に甚大な被害を受けておりますので、国庫補助のかさ上げがなされます激甚災害の指定を国に今強く求めているということでございます。

まずは被害の詳細、それから再建に向けたニーズ、こういった状況の把握に努めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

菅沢委員　まず、床上浸水でも、土砂が入れば被害の程度は上がりますが、浸水だけの場合は、浸水深が10センチ以上で半壊という基準ですよね。半壊の被害認定が住宅滅失1世帯に換算され、先ほどの生活再建支援法の適用基準である住家が滅失した世帯の数が60に達するかどうかが、大きな注目点になっています。

そこで、準半壊や一部損壊など、浸水深に応じた基準がある中で、地震の際の県独自、自治体独自の支援のように、水害でも独自の支援を検討していいんじゃないかと思っています。そうした具体案が示された場合、県はどう対応されますか。

滑川厚生部長　繰り返しになりますけれども、まずは被害の詳細をしっかり把握していくということがございます。その上で必要な対応を適切に検討してまいりたいと考えております。

菅沢委員　部長、羽咋市は、さっき申し上げたように、29日

から罹災証明の発行手続に入っています。富山県は31日からで２日間遅れた。何で大事な罹災証明の発行手続が２日間も遅れているのか。２日間遅れるということは、生活再建支援制度の適用の判断がそれだけ遅れるということです。被災者にとっては１時間２時間が命です。この事態について責任は感じますか。

滑川厚生部長　罹災証明の発行につきましては、これは氷見市役所で実施しておられるのだと認識しております。ただ、先ほど委員からもお話ありましたが、人的資源が非常に切迫した状況にあるということは、県としても伺っております。そういった要望についても承っております。それは担当の部局において何らかの人的資源の支援をするという方向性も示されております。

いずれにいたしましても、必要な作業が滞りなく進むように、私ども県としても支援に取り組んでまいるということになろうかと思います。

菅沢委員　被災者支援パッケージが示されているけれども、実際の進捗状況を見ると、被災者の立場から見ると不十分で遅い。先ほど、避難所のことも申し上げたとおり、県は、何もかも整ってから見に行き、「以前と比べて立派になりましたね」と評価するだけなのか。実際に一緒に行った幹部は、先ほど申し上げたように、「もっと早く知事が行けばよかった」と話していました。それと同じで、県が支援策のパッケージを示している以上、それを着実に実行し、成果につなげる責任があるわけです。

市役所の人員についても、不足分があるところをワンチームとやま連携推進本部会議の議論か何かを経て、県も含めて支援が行われているということは敬意を表しますけれども、もっとしっかりやっていただきたい。そのことをあえて言いたくて申し上げている。責任追及しているつもり

じゃありません。

もともと、震災の教訓がどれだけ生かされているのか。もっとしっかり県のこういう危機管理に向けての体制づくりが必要だということを痛感しております。

では、次の質問です。令和７年度補正予算による病床適正化事業に関連して質問をします。

この病床適正化事業というのは、令和６年度においても補正で予算化されて、県下で130床近くの病床の削減につながっております。国の令和７年度補正では、令和６年度を優に超える総額3,490億円の財源が既に確保され、繰り越されているわけです。

現在、計画の執行過程にあります。私が懸念しているのは、3,490億円の財源について概算すると、病院や有床診療所の削減ベッド１床当たり410万円の交付が予定されており、全国で８万床を超える病床削減が進むことになる点です。こうした削減が実行された場合、地域の医療提供体制にどのような影響が及ぶのか、大変危惧しています。

私の質問は、この3,490億円のうちどれぐらい富山県に配当があると想定されるのかということです。医務課の幹部の皆さんとこの間１年ほどやり取りをしてまいりました。ざっと１％といっても、それはもう三十四、五億円になるわけです。それを基にざっと計算したら、県内で850床近くの病床削減につながることになります。

そういう意味では、この国の令和７年度の補正予算による病床数適正化緊急支援事業は、県下の地域医療提供体制にどういう影響を及ぼすのか、どのような見通しかということをまずお尋ねしておきたいと思います。これは担当の岩村課長、お願いします。

岩村医務課課長　本事業は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、病床削減に伴う負担

を支援するため、議員御紹介のように、国が3,490億円の予算を措置し、削減する病床１床当たり410万4,000円を基本として、国から病院へ直接支援が行われることとされております。

この事業に関しまして、国からは、都道府県ごとの病床削減目標数は示されておりません。また、本県への配分額なども示されていないため、現時点では本県における事業の全体像を見通すことは難しい状況にあると考えております。

菅沢委員　しかし、そうは言っても、あなた方は既に県内の病院や、一般病床・療養病床を有する有床診療所に対して、意向調査を実施されていますよね。現在の許可病床数や、今後の病院経営において病床をどのように確保していくかなどを尋ねる調査で、回答期限は８月末だったと聞いています。その集約状況はどうなっているかお尋ねいたします。

岩村医務課課長　本事業の実施につきましては、国におきましては医療機関からの申請を８月、９月末、11月末の３回に分けて受け付けることとされております。現時点でこの第１回の申請分といたしまして、17の医療機関、約380床分の申請があったところでございます。県からこちらにつきまして国へ報告をいたしたところでございます。

菅沢委員　つまり、令和７年度補正予算による病床数適正化緊急支援事業について、交付を希望する医療機関が17機関、対象病床が合計約380床というのが、第１期の回答だったということですね。この約380床は、病床削減につながる見通し、あるいは見込みの数字として理解してよいでしょうか。

岩村医務課課長　基本的には、こちらは削減ということで数字が上がっておりますが、今回の申請につきましては、昨年度実施されました当該事業に希望されたものの、予算額

の上限もありまして、当時は削減していなかった病院も含まれた数字になっております。

いずれにしましても、昨年度から各病院におかれまして検討されていたところの数字も含まれた上での、今回の数字になっているということでございます。

菅沢委員　令和６年度の病床数適正化支援事業の補正があって、それを受けた県下の削減病床数は130床でしたよね。高度急性期９床、急性期62床、回復期27床、休床が32床やったわけですけれども、それでも拾い上げられなかった分があって、約380床の中にはそういうものも含まれるという理解をしました。

いずれにしても、昨年の130床に加え、今回は第１期の回答だけで約380床が示されており、第２期、第３期もあるとのことです。１期で約380床が出ているということは重大な数字だと私は思います。そういうふうに理解していいですね。

岩村医務課課長　まず、昨年度の事業につきましては、150床分の削減につきまして、県から補助ということで支援をさせていただいたところでございます。それとは別に、今回約380床ということで申請が上がっていると御理解をお願いしたいと思います。

菅沢委員　現状は病床の分類で高度急性期、急性期、回復期、慢性期といろいろあるわけですが、新たな地域医療構想では、包括期なんかが入ってきて変わってまいりますけれども、約380床の内訳はどうですか。

岩村医務課課長　現段階でこちらで把握しておりますのは、病床の種別としまして一般病床、それから療養病床、それから精神病床の３つの病床が今回対象になっております。ちょっと今手元には細かいものはございませんが、その３つに分けて分類をして設置しております。

菅沢委員　分類をするというのは、一般病床と療養病床で、精神病床も入っているんですか。

岩村医務課課長　今回の本事業の対象の病床としましては、繰り返しですが、一般病床、療養病床、それから精神病床が対象になっております。

菅沢委員　第２期、第３期の見通しはいかがでしょうか。第１期だけで約380床が示されたため、先ほど、国の予算の１％に当たる規模でも、富山県では850床程度になるのではないかと申し上げました。第２期、第３期を合わせると、その数に届きそうですか。

岩村医務課課長　基本的には、今回の事業につきましては、やはり各病院、有床診療所で、まずは今後の病床の利用の状況だとかを踏まえて、まずは病院で御検討いただくということですので、私どもとしましては、第２期、第３期に何床が出てくるかということは、まだなかなか申し上げるようなものではないと考えております。

菅沢委員　私はもう約380床だけで実は驚いていて、これが県下の地域医療にどういう影響を及ぼすのかなと、地域医療の大きな後退につながらないかと危惧いたします。

現在の地域医療構想は2014年に始まりました。2024年に示された必要病床数を見ますと、この約10年間で県内の病床はおよそ1,000床減少しています。1,000床、10年かけて減ったんですよ。そして、昨年度の事業分で約150床でしたか。そして今回の第１期で既に約380床が示されています。合わせると、この２年間で500床近く減ることになります。急激な病床の減り方ですよね。地域医療に大きな影響はないとは言えないでしょう。私はそこを非常に危惧いたします。

地域の医療を見てみますと、例えば高岡医療圏は２次医療圏として、2014年の地域医療構想が始まった段階で

3,300近くの病床数でしたが、現在の地域医療構想の間に2,851床まで減っております。

高岡医療圏の現在の病床数は、基準病床数と言っていいでしょう。これは県の第８次医療計画で言う基準病床数2,860床と、大体もうあと10床ぐらいの開きがあるわけです。つまり、高岡医療圏はもう地域医療構想で言う基準病床数に近づきつつある。基準病床数というのは、必要な病床数という位置づけです。

第８次医療計画は、令和６年度から始まる６年間の計画です。高岡医療圏の実情、特に氷見市で暮らす市民の医療の現状を見ると、救急対応や重篤な急性期患者への対応など、すでに大きなニーズがあります。しかし、外科医や麻酔科医が不足し、氷見市では重篤な患者の手術を行えず、高岡市へ搬送されるケースが増えています。

市町村から県への要望を見ると、医師不足や特定診療科の医師不足、救急医療の逼迫、医師、医療資源の偏在に関する訴えが多くあります。今回の第１期で示された約380床のうち、高岡医療圏に該当する病床数はどれくらいでしょうか。昨年度の約150床も含めて、どれくらいでしょうか。

岩村医務課課長　約380床の内訳につきましては、現在、国と調整をしておりますので、まだ申し上げられません。地域医療構想に基づく病床数は、平成26年度から令和６年度まで10年間ほどで、全体としては約2,000床ほどの減少となっております。高度急性期、急性期から回復期への転換を進めるということ、また慢性期の病床につきましては減少しておりますが、介護医療院への転換を図るなど、地域の皆様方にとって必要な機能転換なども進めてきた中で、こういう病床の減になっている面もあるかなと思っております。

今回のこの事業につきましても、基本的には、やはり医療需要が変化してきていると。それに合わせて各病院が病院の状況に応じて今回申請されてきているところが多いかなと感じております。今後、２回目３回目につきまして、各病院からの御相談にしっかりと対応していく中で、地域医療にしっかり対応できるのかどうか、そういった視点でもまた見ていきたいと考えております。

菅沢委員　地域医療の現状と現在の地域医療の供給体制にどういう問題がはらんでいるかについて、今日は議論する時間も準備もないですけれども、今のお話は承っておいて、これからいろいろ議論を深めていきたいと思っております。最後に部長にお尋ねします。今、こういう大幅な病床削減が進みつつあります。第１期の報告で約380床ですから、昨年度分を入れると500床ほどになります。私の計算では、これまでの地域医療構想の10年間で減ったのが1,000床ほどです。それが、この２年間で、すでに１期だけで500床ほど減るわけです。あと第２期、第３期でどれだけ出てくるのか、大変心配しております。こうした急激な病床削減が地域医療にどういう影響を及ぼすのか、強く危惧しております。

その上で、新たな地域医療構想についても、ガイドラインが示され、検討組織が立ち上がって協議が進んでいます。３年後には、新たな地域医療構想に基づく医療提供体制や、2040年に必要となる病床数などが設定されることになります。今度は包括期という区分も加わり、少し枠組みが変わりますけれどもね。

つまり、私が申し上げたいのは、新たな地域医療構想では、高度急性期・急性期病床全体を現在より30万床近く削減し、半分以下にするということです。それに伴って、医療提供体制全体も大きく縮小していくことになります。

そうした議論が進みつつあることを踏まえ、今日の議論や、市町村からのさまざまな要望、地域医療や県民、市民の医療をめぐる実態を見ますと、大変不安を感じます。

そこで部長に、こうした事態をどう見ておられるのか、特に病床数の数字が今日初めて示されましたので、その数字も踏まえてどのようにお考えか、お聞きしておきます。

滑川厚生部長　地域医療構想につきましては、御存じのとおり、今第２期、2040年を見通した作業に入っているということです。その2040年の必要病床数につきましては、国の機械的な試算によれば、全国で９万5,000床減ると。その分、医療需要が変化していくということです。つまり、これまでの変化が今の段階で終わるということでなく、さらにこの先、人口減少や、いろんな事情によって医療需要が変化していく結果、機械的な試算では全国で９万5,000床が減るだろう。それだけ医療需要が減っていくだろうと。これはあくまで国の見通しでございます。

そういった中で、この地域医療構想につきましては、単なる病床数減ということではなくて、先ほど介護医療院への転換というようなこともございました。現在、さらにはこれから見通される年齢層を頭に置きながら、今後さらに進んでいく人口減少、さらには高齢化、そういった医療需要の変化にも対応していくために、地域の状況もよく踏まえた上で、地域に必要な医療機能を確保していく。そのための計画策定だと理解をしております。

ですので、今後の作業といたしましては、私どもの富山県においても、医療需要がどうなっていくか、地域ごとにどうなっていくか、この見通しがまず重要でございますし、いろんなところで医療従事者が足りないということですけれども、これは富山県だけ増えるということは、ほぼ難しい話です。日本全国で人口が減っていきますし、日本全国

で医療従事者が足りないという状況がこの先さらに進んでいく中においては、そういったことを頭に置きながら、さらには地域の状況、見通しを頭に置きながら、まずは高度専門的な医療機能を集約していくということです。

その一方で、地域で確保すべき必要な医療機能はどうやって残していくか、そういったことをこの先、今年度、地域医療調整会議等におきまして検討していきます。将来にわたって必要な医療を圏域全ての地域で安定的に提供するために検討を進めていくものと理解していきます。必要な関係団体、機関とも丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

菅沢委員　まず第一に、県民の医療ニーズや健康状態、疾病の状況を正確に把握する必要があります。その上で、医療提供体制がどうあるべきかを考えるべきです。今、国の補正予算に基づく大幅な病床削減が進み、さらに新たな地域医療構想の中でも、病床の削減と医療機関の役割分担、再編統合が進められようとしています。

その計画づくりが今年から来年、再来年と、山場を迎えていくわけです。ある意味では、これからの県民医療の在り方を大きく決めていく転換点でもあり、そういう中で、例えば医療圏の見直しも、この路線からすれば必ずや提起されてくるだろうと私は思います。

先ほど、高岡医療圏の実態についても申し上げました。高岡医療圏では、すでに基準病床数、必要病床数の水準に達しています。必要病床数というのは、非常に重要な概念です。県の医療計画では１ページほどしか触れられていませんが、本来、重視すべきものです。そういう高岡医療圏の実態を見ながら、新川医療圏の現状も見ていく必要があります。すでに見直しの推進地域に指定されています。

私は、医療圏の見直しは決定的に県民医療の後退につな

がりかねないと危惧しております。私たちの常任委員会で、この問題を徹底して議論する必要があろうかと思っております。

私もまだ不勉強ですけれども、しっかりとそういう議論に参加してまいりたい。委員長にもぜひ、こういった論議の集中的な審議を計画するぐらいのお考えを持っていただきたいなと思います。

横田委員　私からは２点お伺いいたします。

１点目は、福祉人材の確保に向けてであります。

先般、介護福祉事業所を運営しておられる方から、介護を必要とする方の相談が多数あるということ、それから介護のために辞職する方がたくさんおられるという現場の痛切な状況をお伺いしました。

また、先月末の地方紙に、介護する人と受ける人がともに75歳以上の老々介護の割合が高まっていて、厚生労働省が発表した2025年の国民生活基礎調査では、同居の配偶者らが在宅で介護する世帯のうち37％と過去最高となったこと、そして2001年と比べてこれが約２倍に増えたという報道などがありました。

こうしたように、介護現場では様々な課題が生じていまして、福祉サービスを提供する側である福祉人材の確保もその一つでございます。富山県では、介護職員初任者研修支援事業ですとか、外国人介護人材受入れ支援事業など、福祉人材確保対策事業に取り組まれています。

このような中で、７月１日から県独自のスポットワークプラットフォームであります富山マッチボックスのサービスを開始した旨が報じられました。このサービスを利用して、特別養護老人ホームで働く方の事例が紹介されていました。その方によれば、民間でいろいろとサービスがありますけれども、県という行政でしっかりしているからいい

とのことでした。県ではこれら介護福祉や看護、建設分野が特に人材が不足しているということから、重点的に支援する考えで、今年度は仲介手数料をなくしまして求人掲載のハードルを下げるなど、効果的な活用を促しています。

そこで、福祉人材の不足の解消に向けまして、様々な方策に取り組む必要がありますけれども、この制度を福祉人材の確保にどのようにつなげていくのか、その活用策について、高田厚生企画課長に伺います。

高田厚生企画課長　福祉介護分野では、必要な人材を十分に確保できていない状況が続いているところでございます。こうした中、新たな人材確保の手法としまして、今ほど御紹介をいただきました県公式の人材マッチングプラットフォーム、富山マッチボックスが本年７月に運用を開始されまして、介護福祉、看護、建設を重点分野として支援をしているところでございます。

現在までに介護福祉分野では18の事業者が登録し、実際に採用につながった事例も出てきていると聞いております。一方で、事業者からは、スポットワーク人材に担ってもらう業務の切り出しが課題との声を伺っておりまして、県としましてはそういった業務切り出しへのアドバイスですとか事例の紹介など、活用に向けた伴走支援にも取り組んでいるところでございます。

マッチボックスを含めまして、スポットワークといいますのは、フルタイム勤務が難しい子育て世代や有資格者、また副業の希望者など多様な人材が福祉介護分野で働く入り口となる仕組みであると考えております。また、スポットワークをきっかけとしまして、正規雇用や潜在有資格者の再就業につながることも期待ができるところです。

８月31日に県の福祉人材確保対策・介護現場革新会議を開催いたしましたけれども、その場でもスポットワークの

浸透は人材確保に有効との御意見もいただいたところでございます。富山マッチボックスの活用事例の横展開を図っていきながら、福祉介護職場における多様な人材の柔軟な働き方の受入れを推進していくことで、人材の確保、定着につなげてまいりたいと考えております。

横田委員　今ほど18の事業者が登録し、そして採用にもつながったというお話がありました。報道等では介護福祉分野を含めてそのスポットワークに利用される事業所数がまだまだ少ないということがありました。そういうこともありまして、まずは周知をしてしっかり使っていただけるように。それから、答弁の中では、スポットワークの切り出しが課題で、伴走支援もしていきたいというお話がありましたので、いろんな福祉事業者に利用いただけるよう引き続き取り組みを進めていただければよろしいかなと思っております。

続きましては、物価高騰に係る質問でございます。

先月24日に県が発表した、2026年7月分の富山市の消費者物価指数について、総合指数は前月比0.5％、前年同月比2.8％の上昇でした。前年の同じ月と比べても2.8％上昇しており、物価の上昇が続いているということです。

さらに、同月、富山県内の最低賃金が来月10月から、57円引き上げられまして1,119円と、1,100円を突破する見通しであると報じられました。本件は、県の各部局の事業や施設運営等に影響を及ぼしますけれども、特に当委員会では県立中央病院が３年連続の赤字で、直近の2025年度決算が15億円超の純損失を生じています。

さきの６月定例会では、物価高騰支援事業等を予算補正されたところでございますけれども、病院事業についての対応方針を川辺医務課長にお伺いいたします。

川辺医務課長　中央病院の収益の柱である診療報酬は、２年

ごとの改定でございます。そのため、材料費や人件費などの急激な高騰に対応しきれないことも影響し、令和７年度の事業収支は、先ほど御指摘のとおり、約15億7,000万円の赤字となったところであります。このため、県では物価、賃金の急激な上昇等に際しましては、診療報酬の適時適切な見直しなどの対策を迅速に講じるよう国に要望してまいりました。

こうした中で、６月の診療報酬改定では、プラス3.09％と約30年ぶりの高い水準での引上げとなりました。その内訳を見ますと、賃上げ分でプラス1.7％、物価対応分でプラス0.76％、これが令和８年度、９年度の２段階で引き上げられるということとされております。

またさらに、実際の経済、物価の動向が令和８年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、経営に支障が生じた場合には、令和９年度予算編成の過程でさらなる調整を行うということが、その診療報酬改定の中に盛り込まれております。

また、県といたしましても、地方財政措置の拡充を踏まえまして、今年度の一般会計繰出金を前年度当初比で約５億円増額しましたほか、先ほど御指摘ありましたように、６月議会でお認めいただいた補正予算によりまして、今年度のさらなる物価高騰を見据えた約９億円の支援を行ったところであります。

ただしかし、これらを織り込んでも、やはり構造的な赤字の解消というものはまだ困難な状況でございまして、さらに今後は人事委員会勧告への対応に伴う人件費の増も見込む必要があることから、厳しい経営環境は続く見通しでございます。

県といたしましては、引き続き全国知事会とも連携いたしまして、診療報酬の適時適切な見直し等を国に要望して

まいりますとともに、中央病院の経営改善の取組の進捗や今後の物価の動向、人事委員会勧告の影響等も見極めつつ、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

横田委員　答弁のとおり、物価上昇や人件費の引上げに、診療報酬が追いついていません。さらに、診療報酬の見直しは２年に１回です。今後も物価上昇が続く可能性がありますし、答弁にもあった人件費の問題も出てきます。

今回の改定は、令和８年度、９年度の２段階で引き上げ、令和９年度に調整するという話もあります。そうした動きをしっかり注視していく必要があります。その上で、最終的には一般会計からの繰り出しを行うなど、さまざまな形で病院経営を支えていくことになると思います。

引き続き、収支の改善、費用の節減等も同時に行っていく必要があると思っております。また、持続的な病院経営に努めていただければなと思っております。

藤井委員長　ほかにありませんか。――ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わらせていただきます。

２　陳情の審査

藤井委員長　次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておりませんので、御了承願います。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ございませんか。――ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。